

重要事項説明書
(介護老人福祉施設)

特 別 養 護 老 人 ホ ー ム
ゆ う と ぴ あ

介護老人福祉施設重要事項説明書

＜令和8年8月1日現在＞

指定介護福祉施設サービスの提供にあたり、施設の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

ご利用は、原則として要介護認定の結果、「要介護3」「要介護4」「要介護5」の認定を受けた方が対象となります。

1 事業者（法人）の概要

名 称 ・ 法 人 種 別	社会福祉法人 和創会
代 表 者 名	理事長 由井 照二
所 在 地 ・ 連 絡 先	(住所) 熊本県熊本市南区富合町古閑994-1 (電話) 096-358-4117 (FAX) 096-358-0588

2 事業所（ご利用施設）

施 設 の 名 称	特別養護老人ホームゆうとぴあ
所在地・連絡先	(住所) 熊本県熊本市南区富合町古閑994-1 (電話) 096-358-4117 (FAX) 096-358-0588
事 業 所 番 号	4372300386
施設長の氏名	本田 佳代

3 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

社会福祉法人和創会が開設する特別養護老人ホームゆうとぴあ（以下「施設」という。）は事業の適切な運営を確保するために、運営管理について必要な事項を定め、指定介護老人福祉施設の円滑な運営・管理を図るとともに、従業者が利用者に対し意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った指定介護福祉施設サービス（以下「サービス」という。）を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

施設及び従業者は、施設サービス計画に基づき、可能なかぎり、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行なうことにより、利用者がその有する能力に応じ自立し、安心した日常の生活を営むことができるよう努めるものとします。

4 施設の概要

(1) 構造等

敷 地		4, 3 3 4 m ²
建 物	構 造	鉄筋鉄骨造 3 階建
	述 べ 床 面 積	2,0 8 6.5 4 m ²
	利 用 定 員	5 0 名

(2) 設備の概要

居室・設備の種類	室 数	面積（一人あたりの面積）	備 考
居室			各ベッドにブザーを設置
一人部屋	1 0	1 4 1.0 0 m ² (1 4.1 0 m ²)	
二人部屋	1 2	2 2 6.5 6 m ² (9.4 4 m ²)	
四人部屋	9	3 1 9.8 6 m ² (8.8 9 m ²)	
食 堂	2	8 0.3 0 m ²	
機能訓練室	1	7 2.1 0 m ²	利用者が使用できる機能訓練室を設けます
浴 室	1	5 1.3 0 m ²	一般浴槽、特別浴槽（1 台設置）
医 務 室	1	1 7.9 8 m ²	利用者を診察するための部屋です
静 養 室	1	1 2.1 8 m ²	居室で静養することが一時的に困難な利用者に使用いただきます
宿 直 室	1	1 6.8 0 m ²	1 階

5 施設の従業者体制

従業者の職種	員数	職務の内容
施 設 長	1	施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他管理を一元的に行います。
生活相談員	1 人以上	利用者の入退所、生活相談及び援助の計画立案、実施に関する業務を行います。
介 護 職 員	1 7 人以上	利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。
看 護 職 員	3 人以上	医師の診療補助及び医師の指示を受けて、利用者の看護や施設の健康衛生業務を行います。
医 師	1 人以上	利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行います。
管理栄養士	1 人以上	食事の献立作成、栄養管理・栄養指導を行います。
機能訓練指導員	1 人以上	利用者の状況に適した機能訓練や生活リハビリにより心理的・身体的機能の低下を防止するように務めます。
介護支援専門員	1 人以上	施設サービス計画の作成等、利用者の介護支援に関する業務を行います。

6 従業者の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
施 設 長	正規の勤務時間帯（8：30～17：30） 常勤で勤務（同一建物内に限り兼務可）

生活相談員	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０） 常勤で勤務
介護職員	早出（７：００～１６：００） 日勤（８：３０～１７：３０） 遅出（１０：００～１９：００） 夜勤（１７：００～９：００） ＊夜間帯（１９：００～１７：００）は、 原則として従業者３名体制で行ないます。
看護職員	早出（８：００～１７：００） 日勤（８：３０～１７：３０） 遅出（９：００～１８：００）
医師	週１回診（水曜日）
管理栄養士	日勤（８：３０～１７：３０）
機能訓練指導員	日勤（８：３０～１７：３０）
介護支援専門員	日勤（８：３０～１７：３０）

7 その他

事 項	内 容
施設サービス計画の作成 及び事後評価	担当の介護支援専門員が、利用者と面接のうえ、課題等を評価し、希望を踏まえてサービス担当者会議を行ない、施設サービス計画を作成し同意をいただきます。その結果を書面（サービス計画書）に記載して利用者又は代理人及び身元保証人兼連帯保証人に説明し、サービス提供の目標達成状況を評価いたします。
従業者研修	1. 採用時研修 採用後６ヶ月以内 2. 継続研修 最低年１回以上 3. 感染症及び食中毒予防研修 年に２回以上 4. 事故発生防止研修 年に２回以上 5. 褥瘡発生防止研修 年に２回以上 6. 身体拘束防止研修 年に２回以上 7. 虐待防止研修 年に２回以上

幹 部 研 修	1. 随時、責任者クラス以上の研修

8 施設サービスの内容と費用

(1) 介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

種 類	内 容
食 事	(食事時間) 朝食 8 : 0 0 ~ 昼食 1 2 : 0 0 ~ 夕食 1 8 : 0 0 ~ 管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。
入 浴	健康状態を把握しながら週 2 回以上の入浴又は清拭を行います。座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
離床、着替え、整容等	寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。シーツ交換は原則週 1 回とし、必要により随時実施します。

機 能 訓 練	必要に応じ機能訓練指導員により利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 ＜当施設の保有するリハビリ器具＞ 歩行器 3台 平行棒 1台 車椅子 60台
健 康 管 理	嘱託医及び看護職員により健康状態に注意し、必要に応じて適切な措置を行います。なお、嘱託医による週1回の回診日を設けます。また、協力医療機関による年2回の健診により、利用者の健康管理に努めます。 外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできる限り配慮します。
レクリエーション等	年度行事計画書に基づいて行ないます。
相 談 及 び 援 助	利用者とその代理人及び身元保証人兼連帯保証人からのご相談に応じます。 相談窓口：川上 莉恵

イ 費用

原則として料金表(別表)の利用料金の介護保険負担割合証に記載の割合を乗じた額が利用者の負担額となります。利用者負担額減免を受けている場合は、減免率に応じた負担額となります。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者には直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

サービス提供証明書及び領収証は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要となります。

ウ 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話	096-358-4117	責任者	施設長	本田 佳代
		担 当	生活相談員	川上 莉恵
			介護支援専門員	山田 美加

ご不明な点は何でもお尋ねください。

別表：特別養護老人ホームゆうとぴあ 利用料金（令和８年８月１日より）

要介護度別料金	要介護３	要介護４	要介護５
サービス料金(多床室)	7,320円	8,020円	8,710円
自己負担	732円	802円	871円
サービス料金（従来型個室）	7,320円	8,020円	8,710円
自己負担	732円	802円	871円
居室料（多床室）	915円	915円	915円
居室料（従来型個室）	1,231円	1,231円	1,231円
食費	1,750円	1,750円	1,750円
食費の内訳	朝 400円	昼 700円	夕 650円

※居室・食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額となります。

○利用加算（１日につき）

種類	利用料	自己負担
日常生活継続支援加算	360円	36円
夜勤職員配置加算Ⅰイ	220円	22円
初期加算（30日迄）	300円	30円
個別機能訓練加算Ⅰ	120円	12円
栄養マネジメント強化加算	110円	11円
看護体制加算Ⅰイ	60円	6円
看護体制加算Ⅱイ	130円	13円
個別機能訓練加算Ⅱ	20円/月	
口腔衛生管理加算Ⅱ	110円/月	
科学的介護推進体制加算Ⅱ	50円/月	
生産性向上推進加算Ⅱ	10円/月	
安全対策体制加算	20円(入所初日に限り)	
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	総単位数×17.6%	

- ・上記は１割負担の利用料金となります。
- ・所得等に応じて１割負担もしくは２割・３割負担となる場合があります。

ウ 入院又は外泊時の費用（福祉施設外泊時費用）

一時的に自宅等に外泊、入院等をした場合は、１月につき６日分まで、月をまたがる場合は１２

日分までは要介護度にかかわらず、外泊時費用加算として日額246円いただきます。それ以降の外泊や入院については、入院・外泊居住費として日額430円（介護負担限度額認定証多床室同一料金）を実費にていただきます。

（２）介護保険給付対象外サービス

利用料の全額を負担していただきます。

種 類	内 容	利 用 料
口腔ケア用品の購入代行	歯ブラシ、入れ歯洗浄剤等の購入の代行をさせていただきます。	購入代金をご負担していただきます。
テレビ使用料 ラジオ使用料	テレビ・ラジオを居室内でご利用いただけます。	1日30円
インフルエンザワクチン 予防接種	毎年1回のみ（11月頃）嘱託医の診察のもと実施いたします。	実費徴収
散髪代	理美容師の出張によりご利用いただけます。	実費徴収

9 利用料等のお支払方法

利用料は、1月ごとに計算し、翌月の15日までにご請求いたしますので、請求された月の末日までに、次のいずれかの方法でお支払いをお願いします。お支払いは、原則として口座振替によりお支払いいただきます。入所時に、口座引き落とし手続きのご案内を致します。緊急・やむを得ない事由が生じた場合は、下記口座への振り込みをお願いする場合があります。

正当な理由がなく、3ヶ月の未納及び度重なる滞納があり、支払うように催告したにもかかわらず支払いが滞った方は、利用をお断りする場合があります。

① 利用者又は代理人の銀行口座からの自動引き落とし

② 下記口座への振込み

※入金確認後、領収証を発行します。

肥後銀行（金融機関コード：0182） 川尻支店（支店コード：109）
普通預金口座（口座番号）1577702
口座名義 社会福祉法人 和創会 理事長 由井 照二

10 施設を退所いただく場合等

(1) 利用者の退所

施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。次の事由があった場合に、施設との契約は終了し、利用者に退所していただくことになります。

- ① 要介護認定により利用者の心身の状況が原則、要介護3～5以外と判定された場合
- ② 施設が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ 施設から退所の申し出を行った場合
- ⑥ 利用者又は代理人及び身元保証人兼連帯保証人から退所の申し出があった場合

(2) 施設からの申出により退所していただく場合

以下の事項に該当する場合には、施設から退所いただく場合があります。

- ① 利用者又は代理人及び身元保証人兼連帯保証人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者又は代理人及び身元保証人兼連帯保証人によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者又は代理人及び身元保証人兼連帯保証人が、故意又は重大な過失により施設又はサービス従事者若しくは、他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者が無断で退所し、10日以上帰設又は連絡が取れない場合

(3) 利用者からの退所の申出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、利用者から施設へ退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ 利用者が入院された場合
- ④ 施設若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤ 施設若しくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 施設若しくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、施設が適切な対応をとらない場合

(4) 施設をご利用中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応

- ① 利用者が入院し、3ヶ月以上の入院見込みのとき。
(入院し、3ヶ月位内に退院した場合は再入所できるものとします。)
- ② 利用者が入院して3ヶ月上経過したとき。

(5) 円滑な退所のための援助

利用者が施設を退所する場合には、利用者の希望により、施設は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行います。

- ① 適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ③ 居宅介護支援事業者の紹介
- ④ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

1.1 代理人等について

(1) 施設では、契約締結にあたり、代理人、連帯保証人及び身元保証人の設定をお願いしています。

- ① 代理人は、利用者のご家族又は縁故者若しくは成年後見人等の中から選任していただくものと

します。

② 代理人は原則として連帯保証人を兼ねることとします。但し、施設と代理人と協議の上、代理人とは別の者を連帯保証人としてすることができるものとします。

③ 連帯保証人は身元保証人を兼ねるものとします。

(2) 代理人の職務は、次の通りとします。

① 利用者に代わって又は利用者とともに、契約書に定める解約・解除の意思表示及び手続き、その他利用者を代理して行う意思表示、施設の意思表示や報告・通知の受領、施設との協議等を行うこと。

② 利用者を代理して、又は利用者に代わって、サービス利用料等を支払うこと。

(3) 連帯保証人の職務は次の通りとします。

利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担すること。

(4) 身元保証人の職務は次の通りとします。

利用契約が終了した後、施設に残された利用者の所持品（残置物）を利用者自身が引き取れない場合の受取り及び当該受取り又は処分にかかる費用を負担すること。

(5) 連帯保証人の負担する保証債務の内容は以下のとおりとします。

① 連帯保証人の負担は、極度額 100 万円を限度とします。

② 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者、代理人又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。

③ 施設は、連帯保証人から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

④ 連帯保証人が死亡又は法律上適格でなくなった場合は、利用者又は代理人は別の連帯保証人を選任するものとします。

1.2 サービス内容に関する苦情等相談窓口及び苦情処理体制・手順

当施設相談窓口	解決責任者 施設長 本田 佳代 受付責任者 生活相談員 川上 莉恵 ご利用時間 8：30～17：30 ご利用方法 電話（096-358-4117） 面接（当施設1階相談室） ご意見箱（1階デイサービスホールに設置） ※不在の場合は、他の従業員が対応し、担当者に確実に伝達します。
苦情解決手順	苦情の申し出・相談を担当者が受け付け→事実の確認→対応策の作成→申し出者への説明と承認→実施→結果の確認→申し出者に報告→再発防止のための歯止めと記録の保存 ・ 第3者委員会を設置しています。また、苦情は第3者委員会・市町村・国保連合会及び熊本県運営適正化委員会に直接申し出ができます。 ・ 結果に納得が得られない場合は、市町村・国保連合会・県へ報告及び対応を協議します。 ◎ 第3者委員会 小原 法誓 096-357-4543 高江 康明 090-3329-2349

	◎ 熊本県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 〒 8 6 2 - 0 9 1 1 熊本市健軍 2 丁目 4 番 1 0 号 T E L 0 9 6 - 2 1 4 - 1 1 0 1 ◎ 熊本市 高齢者支援部 介護事業指導課 T E L 0 9 6 - 3 2 8 - 2 7 9 3 ◎ 熊本県運営適正化委員会 T E L 0 9 6 - 3 2 4 - 5 4 7 1
--	---

1 3 火災時の対策

火災時の対応	別途定める「消防計画」にて対応を行います。			
避難訓練及び消防設備	夜間又は昼間を想定した避難訓練を年 2 回、利用者の方も参加して行います。			
	設備名称	備考	設備名称	備考
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	あり
	避難階段	2 箇所	屋内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり	ガス漏れ探知機	あり
	誘導灯	あり	避難誘導灯	あり
カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しています。				
消防計画等	熊本南消防署への届出日：令和 2 年 1 1 月 2 日 防火管理者：福岡 博文			

1 4 協力医療機関等

医療機関	にしくまもと病院 熊本県熊本市南区富合町古閑 1 0 1 2 T E L 0 9 6 - 3 5 8 - 1 1 1 8 【診療科】 内科、整形外科、泌尿器科、皮膚科、代謝内科、循環器内科 呼吸器内科、脳神経内科 入院設備 あり
歯科医療機関	ひらのデンタルクリニック 熊本県熊本市南区富合町新 4 1 7 - 5 T E L 0 9 6 - 3 5 7 - 4 6 5 8

※利用者又は代理人及び身元保証人兼連帯保証人の希望する医療機関があればご相談ください。

1 5 施設の利用にあたっての留意事項

来訪・面会	面会時間 9:00～18:00 (但し、看取り時はこの限りではありません。) 来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度従業者に届け出てください。 来訪者が宿泊される場合には、必ず許可を得てください。面会時間外の面会のご希望はご相談ください。また、面会時は必ず面会簿にご記入をお願いいたします。
外出・外泊	外出・外泊の際には、必ず従業者に申し出、届出書を提出してください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
喫煙	敷地内禁煙となっておりますので施設での喫煙はご遠慮ください。 ライター・マッチは火災防止のため施設管理とさせていただきます。
迷惑行為等	騒音・暴言・暴行等、他の利用者の迷惑になる行為、むやみに他の利用者の居室への立ち入りはご遠慮願います。 行きすぎた迷惑行為に関しては退所していただく場合もあります。
所持金品の管理	所持金は、自己の責任で管理してください。 施設での金品の管理は行っておりません。
宗教活動・政治活動	施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

1.6 衛生管理等

施設は、利用者の使用する食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行ないます。

施設は、当施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的（3ヶ月に1回）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。施設における感染症（及び食中毒）の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ② 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に（年2回以上）実施します。

1.7 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに嘱託医又は協力医療機関への連絡を行い必要な措置を講じます。

1.8 非常災害対策

施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

1.9 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、代理人及び身元保証人兼連帯保証人、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

2 0 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人並びに身元保証人兼連帯保証人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

2 1 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

利用者の人権の擁護、虐待の防止のために指針等を作成し、研修等を通して従業者の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。また、利用者の人権養護のためプライバシーの保護、ハラスメントの防止等に努め、従業者教育を行います。

2 2 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施します。更に、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

2 3 守秘義務に関する対策

施設及び従業者は、業務上知り得た利用者及び代理人並びに身元保証人兼連帯保証人等の秘密を洩らさないことを厳守します。また、退職後においてもこれらの秘密を漏らすことがないよう誓約書等の必要な措置を講じます。

当事業者は、重要事項説明書に基づき介護老人福祉施設のサービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者	住所	熊本県熊本市南区富合町古閑994-1
	事業者（法人）名	社会福祉法人 和創会
	代表者名	理事長 由井 照二 印

施設名	特別養護老人ホーム ゆうとぴあ
(事業所番号)	4372300386

説明者	職名	
	氏名	印

私は、重要事項説明書に基づいて、介護老人福祉施設のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印

身元保証人兼連帯保証人	住所	
	氏名	印